

6 戸別所得補償経営安定推進事業 [新規] 【7,203(0) 百万円】

対策のポイント

集落での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体を定め、その経営体への農地の集積が円滑に進むようにします。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指すとされたところです。
- ・このため、戸別所得補償制度による農地の受け手となる多様な経営体の経営安定の確保、農地の受け手に対する規模拡大加算を前提に集落内での主体的判断により農地集積を促す仕組みを構築し、農業の体质強化を図る必要があります。

政策目標

土地利用型農業について、平地で20～30ha、中山間地域で10～20ha規模の経営体が大宗を占める構造を目指す（平成28年度）

<主な内容>

1. 地域農業マスターplan作成事業

703百万円

市町村等が、集落レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）等を記載した地域農業マスターplanを作成するための取組に対して支援します。

※ 地域農業マスターplanの検討会メンバーの概ね3割以上は女性とします。

2. 農地集積協力金

6,500百万円

土地利用型農業からの経営転換、相続、高齢によるリタイア等を契機として（解消される見込みのない遊休農地を保有している者を除く）、農地利用集積円滑化団体等を通じて、地域農業マスターplanに位置付けられた地域の中心となる経営体に農地が集積されることが確実に見込まれる場合や、中心となる経営体の農地を連坦化させようとする場合に、市町村等がそれに協力する者に対して農地集積協力金を交付します。

市町村等に対し下記の基準により配分し、市町村等は配分された金額の範囲内で単価を決定し、協力者に交付。

0.5ha以下：30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下：50万円/戸
2.0ha超：70万円/戸

（
補助率：定額
事業実施主体：市町村等
）

お問い合わせ先：

1の事業 経営局経営政策課 (03-6744-0577 (直))
2の事業 経営局農地政策課 (03-6744-2151 (直))

農地集積のための総合的な対策

集落における徹底した話し合い等

- ・ 営農意向、第三者への農地の委任意向を確認しつつ、
- ・ 地域の中心となる経営体、そこへの集積と利用区分

等を決定

関係機関等における打ち合わせ

- ・ 地域農業再生協議会が中心となり、集落営農や法人等の代表者との協議を通じマスターplan原案を検討。

※ 女性が概ね3割以上参画することを要件

市町村が集落ごとの「地域農業マスターplan」を作成

[今後の地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の決定、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）等を記載。]

遊休農地解消のための農地法等の適正運用

農地法

農業委員会は、遊休農地解消のための法制度を確実に実施（地域の中心となる経営体に貸し付けて、農地を集積する方向に誘導）

- ・ 農地利用状況の調査
- ↓
- ・ 遊休農地所有者等に対する農地の利用増進のための指導
指導に従わない場合には、
遊休農地所有者等への通知、勧告、買入協議、都道府県知事による調停、特定利用権の設定等の手続へ移行

相続税納税猶予

納税猶予適用農地が遊休農地化している場合、納税猶予打切り手続きを確実に実施（地域の中心となる経営体に貸し付けていれば、納税猶予継続可能）

贈与税納税猶予

納税猶予適用農地について貸し付けても納税猶予継続（貸付け時点で10年以上（65歳未満の場合には20年以上）の営農が必要）

集落内の話し合いによる農地集積の円滑な推進

戸別所得補償経営安定推進事業

（上記地域農業マスターplan作成と合わせて72億円）

農地集積協力金

地域農業マスターplanに向けた話し合いの中で、地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連坦化が円滑に進むようにするために、こうしたプランを定めた市町村において、市町村等が農地集積に協力する者に対して農地集積協力金を交付

- ① 土地利用型農業からの経営転換、相続、高齢によるリタイア等を契機として（解消される見込みのない遊休農地を保有している者を除く）、農地利用集積円滑化団体（農協、市町村、再生協議会等のマッチング機関）等を通じて地域農業マスターplanに位置づけられた地域の中心となる経営体に確実に引き受けられると見込まれる場合
- ② 中心となる経営体の農地を連坦化させる場合に農地集積協力金を交付

市町村等に対し下記の基準により配分し、市町村等は配分された金額の範囲内で単価を決定し、協力者に交付。
0.5ha以下：30万円／戸
0.5ha超2.0ha以下：50万円／戸
2.0ha超：70万円／戸

戸別所得補償制度の規模拡大加算

規模拡大加算（100億円）

[交付要件]

農業者戸別所得補償制度の加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために新たに利用権を取得した場合に、農地面積に応じて交付金を交付

[交付単価]

2万円／10a

人・農地プラン（東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスターplanを含む。）において地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大加算の面的集積要件を満たすこととします